

刑事拘禁制度改革

実現本部ニュース No. 54 (通算140) 2022年4月1日

編集責任: 日弁連刑事拘禁制度改革実現本部

● 目次 ●

- ◆札幌弁護士会 よりよい弁護士制度始動! 6
- ◆刑事施設で受けた医療のカルテ開示 請求ができるようになりました! 6

札幌弁護士会よりよい弁護士制度始動!

刑事拘禁制度改革実現本部幹事・札幌弁護士会刑事拘禁制度検討委員会委員

秀嶋 ゆかり (札幌弁護士会)

昨年11月15日、札幌弁護士会のよりよい弁護士制度が始動しました。

兵庫県弁護士会、愛知県弁護士会に続いて全国で3番目のスタートです。

「よりよい弁護士制度」は、罪に問われた人(のちに無罪になった人も含まれます)の社会復帰を支援する弁護士の様々な活動について、札幌弁護士会が活動を行った会員に対し一定の費用を支払う制度です。

札幌弁護士会法律扶助事業基金から、年間180万円を予算化しています。愛知県弁護士会では、再犯の防止等の推進に関する法律に基づく愛知県のモデル事業と並行して開始しましたが、札幌では、会独自に制度を立ち上げることになりました。

この制度をしっかりと育てていく必要があると考えています。

よりよい弁護士活動としては、相談活動と支援活動の2種類です。薬物事件を繰り返して服役していた人から、出所後に医療機関や民間団体等を紹介してもらいたいとの要請があった場合に医療機関等につなげることで、少年院や刑務所を出た後の帰住先等について相談を受けて帰住先を探したり、帰住先に同行したりすること、必要な場合に生活保護の申請等の手続を手助けすることなどの相談・支援

の努力で受刑者等の社会復帰に向けた支援がなされてきたものを、弁護士会として制度化したこと、事前に矯正管区と協議を重ね、周知や運用面で具体的な協力を得る仕組みができたことの意味は大きく、これから地道に活動を重ねてこの制度をしっかりと育てていく必要があると考えています。

対象者は、主に①札幌地方裁判所管内の矯正施設等に身柄拘束されている人、②(道外・道内問わず)札幌地方裁判所管内で裁判等を受け、受刑等している人(弁護士や付添人であった札幌弁護士会会員が引き続き支援活動を行う場合のみ)、③札幌地方裁判所管内の少年院、少年鑑別所に収容されている人です。

札幌矯正管区内には、札幌刑務所、札幌刑務支所(女性)、月形刑務所、北海道少年院、紫明少年院などの施設があります。昨年10月19日、道内各施設職員を

対象とした事前説明会をオンラインで行いました。その際、中島学札幌矯正管区長から、よりよい弁護士制度は社会資源との溝を埋めるものであり、各施設と弁護士会との協力を念頭においてもらいたいとの趣旨の説明がありました。

中島氏は、法学博士で、福岡少年院長等も務められた経験から少年の社会復帰支援の重要性を大変よく理解・実践され、「女性受刑者とわが子をつなぐ絵本の読みあひなど」の書籍も執筆されています。

昨年11月11日、札幌矯正管区と札幌弁護士会とのよりよい弁護士制度運用に関する申合書の調印式が札幌弁護士会館で行われ(写真)、地元テレビ、新聞等にも大きく取り上げていただきました。始動当初から、道内各地の刑務所受刑者から問合せの手紙やほか

が弁護士会に届きました。道内でも例えば網走刑務所等遠隔で受刑している方について当会では対応できないため、少しでも参考になると思われる資料等を同封し、お断りの手紙を送らざるを得ない事案もありました。

一方で、弁護士からの持ち込み等も含めて、支援対象の事案が少しずつ増えてきており、これまで相談が7件、支援が2件となっております(本年3月4日現在)。

刑事施設で受けた医療のカルテ開示請求ができるようになりました!

刑事拘禁制度改革実現本部事務局次長 小竹 広子 (第二東京弁護士会)

刑務所や拘留所内で提供される医療は、①医療が提供されるまで長期間待たされる、②医療水準が一般社会より低い、③インフォームドコンセントが行われないなどの問題があり、被収容者の不満が多いテーマのひとつです。しかし、刑務所や拘留所で医療を受けた場合、普通の医療機関とは違い、カルテを開示してもらえないことができませんでした。法務省は「行政機関の保有する個人情報に関する法律」45条1項の「刑事事件若しくは少年の保護事件に係る裁判に係る保有個人情報」に当たり開示の対象から除外されているという主張で、開示を拒んでいたのです。

このように①本人からの請求しか認められない、②手続が大変である、③職員の名前が不開示となるという限界はあるものの、とにかく、大きな意義があります。カルテ開示が出来るようになったことは、大きな意義があります。カルテ開示が出来るようになったことは、大きな意義があります。

等求めた裁判で、東京高裁の棄却判決を破棄し、差し戻しました。高裁判決は、法務省の主張を認め、診療情報が開示請求の対象となる、第三者による前科等の審査に用いられ、本人の社会復帰を妨げる弊害が生ずるおそれがあるとして、被収容者に対する診療も処遇の一環であるから、診療情報も開示の対象外とされているとして、請求を棄却していました。

これに対し最高裁は、刑事施設内の病院等にも原則として医療法等の規定が適用され、被収容者が収容中に受ける診療の性質は、社会一般において提供される診療と異なるものではないとし、旧法(行政機関の保有する電子計算機処理に係る個人情報保護に関する法律)からの平成15年改正で、診療情報を開示の対象外とする規定を

設けなかったのは、開示の範囲を可能な限り広げる観点などから、診療情報一般を開示請求の対象とする趣旨であると解し、除外条項に当たらず、開示請求の対象となると判断しました。

市民感覚からすれば、自分のカルテの開示請求ができるというのは当然の結論ですが、これまで不開示とする取扱いが長年行われてきたことからすれば、大変画期的な最高裁判決です。労苦を厭わずに取消訴訟を提起された本人と代理人の先生方に、大いに敬意を表したいと思います。

さて、この最高裁判決の後、私の依頼者の一人が、勾留中に受けた医療について実際にカルテ開示請求を行いました。刑事施設のカルテ開示請求は、ネット上でも提供されている保有個人情報開示請

求書の書式を用いて、刑事施設のある矯正管区宛てに郵送して行うことができます。開示請求は本人からしかできず、代理人や、相続人から行うことは認められていません。

私の依頼者は、2021年8月初めに開示請求を送りました。開示請求書は開示対象が明確に特定できるように記載したのですが、その後、求補正書が届きました。行政文書の名称は「診療及び投薬に関する記録」、行政文書を保有する機関は「刑務所」、行政文書を作成・取得した時期は「5年5月5日から5年5月5日まで」でよいか、などと、開示請求書で明示した内容を確認する求補正書でした。また本人確認資料として運転免許証の写しのみを提出していたところ、住民票の写し(コピー不可、発行後30日以内)が必要との連絡がありました。補正に応じ、もう開示されるのかなと思ったり、開示決定の期限を60日に延長する通知が届きました。更にもう一度求補正書が届き、「診療録」と「処方箋(令和2年度)」と「処

方箋(令和3年度)」を別々の文書とみなすので3件分の開示手数料が必要だから印紙を追加納付せよと言われ、これに応じました。10月末頃、やっと一部開示決定の通知が届きました。矯正施設で勤務する職員の影響及びサインについては、「開示することにより、当該職員個人への誹謗、中傷又は攻撃を加えることを懸念した特定矯正施設の被収容者の処遇、その他職務の執行に消極的になるなどして、事務の適正な職務の執行に支障を及ぼすおそれがあり、法14条第7号に該当し、また、その結果として、刑の執行その他の公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあり、同条第5号に該当することから、不開示とさせていただきます。添付されていた「保有個人情報開示の実施方法等申出書」に記入して、開示費用分の印紙と郵送費用分の郵便切手を送りしました。そうして、職員の印影やサイン部分が消去されたカルテと処方箋が開示されたのは、11月になつてからでした。

以上、長々と手続経過を書いた

のは、これを刑事施設の中にいる本人が自分で行うことがどれだけ大変であるかを理解したためです。身分証明書の手紙、印紙や郵便切手の購入に手続が必要であること、他、求補正書の内容が分かりにくいことも事実上のハードルになり、援助がなければ諦める人も多いでしょう。

このように①本人からの請求しか認められない、②手続が大変である、③職員の名前が不開示となるという限界はあるものの、とにかく、大きな意義があります。カルテ開示が出来るようになったことは、大きな意義があります。

本年1月8日、北海道新聞の社説でもよりよい弁護士制度が取り上げられました。「出所者が社会で向き合う困難や、利用可能な支援制度をよく知る弁護士は多い。そういった知見を支援に役立ててほしい。関心を持つ弁護士を増やし、制度を道内外に広げることが今の課題だろう。日弁連は全国的な展開を検討してはどうか」と書かれています。

札幌刑務支所では、2020年4月から民間団体に委託する形で女性受刑者を対象とした薬物依存症回復支援プログラムが、全国初のモデル事業として始まっています。私たちは、このような事業とも連携して、社会復帰支援の取組を広げるような活動をしていきたいと思っています。

今後の大きな課題として、様々な関係機関との連携が挙げられます。兵庫や愛知の実践例からも学びながら、官民含めた関係機関との協議や連携の在り方について経験を共有し、蓄積していくことが重要と考えています。



2021年11月11日 札幌矯正管区と札幌弁護士会との申合書調印式 (右・中島学札幌矯正管区長、左・坂口唯彦札幌弁護士会会長)